

羽曳野市公共下水道施設等管理業務

要求水準書（別紙集）（案）

令和8年8月

羽 曳 野 市

要求水準書【別紙】 目次

【別紙 1】 業務内容.....	1
【別紙 2】 各業務の参考数量.....	20
【別紙 3】 遵守法令等.....	21
【別紙 4】 業務着手時の提出書類.....	22
【別紙 5】 業務実施期間中の提出書類.....	24
【別紙 6】 業務完了時の提出書類.....	27
【別紙 7】 業務実施体制.....	28
【別紙 8】 準備機材.....	30
【別紙 9】 参考図書.....	31
【別紙 10】 業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等.....	34
【別紙 11】 業務指標.....	35
【別紙 12】 リスク分担表.....	37
【別紙 13】 モニタリングの基本的な方針.....	39
【別紙 14】 業務対象施設.....	45

【別紙 1】業務内容

1. 対象区域と対象施設

本業務の対象区域は本市全域とし、対象施設は表 1－1 及び表 1－2 に示す施設とする。なお、令和 10 年度以降に新設・改築又は本市へ移管された下水道施設については、原則として本業務の対象施設とする。

(1) 管路施設

大和川下流西部流域関連公共下水道（今池処理区）と大和川下流東部流域関連公共下水道（大井処理区）の各排水区域内に存する公共下水道管路施設を対象とする。

なお、対象施設の数量は統計資料及び台帳情報に基づく概数であり、現地状況との差異が生じる可能性がある。本業務においては、数量の多寡にかかわらず、本市が管理する公共下水道管路施設を全て対象とする。

表 1－1．対象管路施設

種 別	単位	数 量
管きょ（污水）	km	約 320
管きょ（雨水）	km	約 34

(2) ポンプ場施設等

対象地区全域の雨水ポンプ場（用排水施設、道路排水施設含む）、汚水中継ポンプ場、取水ゲート、汚水・雨水貯留槽、汚水・雨水マンホールポンプ、水位監視カメラの施設を対象とする。

表 1－2．対象ポンプ場施設等

種 別	単位	数量	備考
雨水ポンプ場（用排水施設、道路排水施設含む）	箇所	5	
汚水中継ポンプ場	箇所	1	
取水ゲート	箇所	18	
汚水・雨水貯留槽	箇所	4	〔暫定〕汚水貯留槽を含む
汚水・雨水マンホールポンプ	箇所	35	小規模中継ポンプ場含む
水位監視カメラ	箇所	3	
調整池等	箇所	9	
計	箇所	77	

2. 統括管理業務

受託者は、本業務の実施に当たり、効率的な維持管理を実現するため、複数の業務を総合的な視点で進行管理するとともに、要求水準を遵守した施設の適正かつ効率的な管理を実施し、業務の目的を達成すること。

そのため、統括的に業務をマネジメントする役割を担い、本業務の実施方針となる各種業務計画書を作成の上、日々の維持管理業務を円滑に遂行するとともに、そこから得られた知見等を今後の各種計画へ適切に反映させること。

(1) 全体業務計画書作成業務

- ①契約締結後速やかに、履行期間中における本業務全体の内容を網羅した全体業務計画書を作成し、前受託者との引継期間終了までに本市の承諾を得ること。
- ②履行期間全体を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成すること。

全体業務計画書には、以下の内容を記載すること。

- (ア)業務概要
- (イ)計画的維持管理の計画工程表
- (ウ)現場構成
- (エ)業務体制
- (オ)苦情・事故発生時の対応計画
- (カ)緊急時対応計画
- (キ)災害時対応計画
- (ク)他工事等対応計画
- (ケ)使用機材・資材
- (コ)巡視・点検、調査等の方法
- (サ)安全管理
- (シ)建設副産物処理計画

(2) 年間業務計画書作成業務

- ①年間業務計画書の内容については、各年度の業務実施計画が把握できるように作成すること。
- ②提出時期は【別紙 5】業務実施期間中の提出書類に示す。

(3) 月間業務計画書作成業務

- ①月間業務計画書の内容については、日単位で把握できるように作成すること。

②提出時期は【別紙 5】業務実施期間中の提出書類に示す。

(4) 維持管理に必要なマニュアル作成業務

①前受託者から引き継いだマニュアル等については、本業務を実施していく経過で常に改善等を随時行い、本市と受託者双方で確認すること。

(5) モニタリング関連業務

①【別紙 13】モニタリングの基本的な方針に基づき、適正に対応すること。

3. 管路施設維持管理業務

受託者は、管路の機能維持を目的とし、日常的な巡視・清掃、不具合対応から、機能診断に至るまでの維持管理業務を計画的かつ効率的に実施すること。点検・診断結果に基づき、軽微な修繕の提案および実施を行うとともに、大規模な修繕・改築が必要な箇所については、ストックマネジメント計画策定支援業務へ円滑にデータを引き継ぐこと。

(1) 住民等対応（2 次対応）

住民等対応（2 次対応）業務は、住民等からの通報に対し誠意を持って適切に対応し、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

① 1 次対応と受託者への通知

本業務における住民からの不具合通報等の 1 次対応、および宅地内での詰まり解消作業（清掃・貫通等の応急処置）は、本市または 1 次対応者（本市が別途契約する市内業者等）が実施する。なお、受託者への通知および出動指示は、以下の区分により行うものとする。

（ア）受託者への直接出動指示

通報の時点で、不具合の場所が明らかに住民の敷地外（道路上のマンホール、路面陥没、本管からの大規模な溢水等）であることが明らかな場合、本市は 1 次対応者の現場確認を経ず、受託者に対し直ちに現場確認を指示する。

（イ）1 次対応者による対応と受託者への引き継ぎ

前号以外の事案（宅地内の排水不良等）については、1 次対応者が現場確認および応急処置を実施する。ただし、敷地内の公共施設（公共桧、取付管）における簡易な詰まり解消等の作業を行っても不具合が解消しない

場合、または1次対応者の調査の結果、修繕もしくは改築が必要と判断された案件については、速やかに受託者が引き継ぎを受けるものとする。

② 受託者による2次対応および緊急手配

受託者は、前項の引き継ぎを受けた案件に対し、速やかに以下の対応を行うこと。

高度調査 : 管内調査用カメラ、高圧洗浄機、その他適切な調査用資機材を用い、不具合の根本原因を特定すること。

緊急清掃 : 前号の調査等で解消できない閉塞に対し、本市と協議の上、高圧洗浄車・強力吸引車等による緊急清掃を手配・実施すること。

記録・報告 : 作業日時、場所、原因箇所等が明確な黒板を含めた作業記録写真を撮影し、速やかに本市へ報告すること。

③ 事故・二次災害防止および原因者調整

受託者は、業務過程で陥没等の事故を確認した際は、直ちに現地で通行者の安全確保および二次災害防止措置を講じ、本市へ報告し指示を受けること。

また、事故の原因者が特定される場合は、本市と原因者（または保険会社等）との調整を技術的側面から支援すること。

④ 住民説明と周知

受託者は、自らが担当する修繕・詳細調査等の業務範囲において、住民に対し丁寧かつ平易な言葉で原因や処置内容を説明すること。また、本市と協力し、本業務の分担（1次対応は市、専門調査・修繕計画は受託者）について住民への周知・PRに努めること。

⑤ データ管理と分析

受託者は、1次対応者および自らが実施した住民対応・不具合情報を全て集約し、住民対応一覧表にてデータ管理を行うこと。蓄積された情報を分析し、特定の路線や区域における不具合の傾向を把握する。

⑥ 体制整備

受託者は、本市または1次対応者からの「修繕判断後の引き継ぎ」および「緊急事故連絡」に対し、24時間365日、速やかに（概ね1時間以内を目安に）現場確認や指示が行える体制を整えるものとする。

(2) 点検

点検業務は、ストックマネジメント計画を基本資料とし、施設の重要度やリスク等を踏まえた点検を実施するとともに、住民対応等により必要が生じた箇所の随時点検を適切に行うことで、施設の異常を早期に発見し、次期ストックマネジメント計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

1) 点検方法

点検方法は、「下水道維持管理指針（実務編）（（公財）日本下水道協会）」等の最新の基準に基づいて選定し、年間業務計画書に記載し業務実施前に提出すること。点検方法の変更を行う場合は、事前に本市と協議し、変更後の年間業務計画書を提出し、本市の承諾を得なければならない。

2) 実施箇所

- ① 本点検の実施箇所は、ストックマネジメント計画を基本資料とし、【別紙 2】で示す参考数量及び施設の重要度、リスク等を踏まえ、年間業務計画書に定めるものとする。なお、住民等からの通報箇所、または受託者が管理上必要と提案し本市が承認した箇所についても対象とする。
- ② 点検の結果、より詳細な劣化状況の把握が必要と判断された箇所については、速やかに整理を行い、調査業務への移行を本市に提案するものとする。

3) 異常時の処置及び報告

- ① 点検により、道路陥没や溢水等の重大な事故に直結する恐れがある緊急性の高い異常を発見した場合は、受託者は直ちに二次被害防止のための応急措置を講じるとともに、速やかに本市に報告してその指示を受けるものとする。
- ② 前項にかかわらず、特別な資機材を要せず受託者の人員等により対応が可能な軽微な不具合については、受託者の判断で処置を実施した上で、速やかに本市に報告すること。
- ③ 点検結果は、令和 11 年度及び令和 16 年度に策定するストックマネジメント計画（以下『次期 SM 計画等』という。）の基礎資料として活用するとともに、翌年度以降の清掃・調査計画等の優先順位検討に反映させること。

4) 作業条件

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。また、マンホール等の開閉に際しては、通行者および作業員の安全確保を徹底し、騒音や悪臭等の周辺環境への影響を最小限に留めるよう努めること。

5) 作業記録

- ① 受託者は、次の項に従って作業記録を各業務報告書に添付して本市に提出すること。
- ② 作業記録には、点検場所、点検日時、保安施設の状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、点検箇所（人孔・管路）ごとの異常の有無およびその内容、その他本市が指定する内容について提出を行うこと。
- ③ 点検結果は、本市が指定する管路管理システム（GIS）との連携が可能なデジタルデータ（点検票、写真等）として整理し提出すること。

(3) 管内調査

調査業務は、ストックマネジメント計画および点検結果等を踏まえ、施設の劣化状況を定量的かつ詳細に把握することを目的に実施するものとする。調査結果は、管路施設の状態評価、修繕・更新の必要性判断、次期ストックマネジメント計画等及び更新計画の策定における優先順位設定や工法選定の基礎資料として活用するものとする。

1) 調査方法

調査方法は、「下水道維持管理指針（実務編）（（公財）日本下水道協会）」および「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）」等の最新の基準に基づいて、管路の状況に応じた最適な手法（テレビカメラ調査、潜行目視調査、側方写像カメラ調査、マンホール目視調査等）を選定し、年間業務計画書に記載して業務実施前に提出すること。調査方法の変更を行う場合は、事前に本市と協議し、変更後の年間業務計画書を提出し、本市の承諾を得なければならない。

2) 実施箇所

- ① 本調査の実施箇所は、ストックマネジメント計画を踏まえて実施した点検結果等により詳細調査が必要と判断された箇所を基本とし、【別紙2】で示す参考数量を踏まえたものとする。また、住民対応・道路陥没等により本市が指示した箇所、または受託者が提案し本市が承認した箇所とする。
- ② 調査にあたっては、必要に応じ事前に調査箇所を高圧洗浄車等にて念入りに洗浄し、調査精度の確保に努めること。

3) 異常時の処置及び対応

- ① 調査により、施設の機能障害および事故等が直ちに発生する恐れが予測され

る異常を発見した場合は、受託者は直ちに二次被害防止のための応急措置を講じるとともに、速やかに処置方法を検討し、本市に報告してその指示を受けるものとする。

②前項にかかわらず、特別な資機材を要せず受託者の人員等により対応が可能な軽微な不具合については、受託者の判断で処置を実施した上で、速やかに本市に報告すること。

③調査結果は、次期 SM 計画等および各年度の実施計画に反映させ、更新優先順位の再評価および最適な更新工法の選定に活用すること。

4) 作業条件

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。また、作業に伴い発生した下水、土砂、油脂等の取扱いにあたっては、関係法令を遵守し適切に処理すること。

5) 作業記録

①受託者は、次の項に従って作業記録を各業務報告書に添付して本市に提出すること。

②作業記録には、作業場所、保安施設の状況、調査に使用した機械（テレビカメラ等）の設置状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況の他、本市が指定する内容について提出を行うこと。

③調査結果は、本市が指定する管路管理システム（GIS）との連携が可能なデジタルデータ（不具合ランク、映像、写真等）として整理し提出すること。特に、次期 SM 計画策定にあたっては、受託者は調査結果に基づく緊急度・優先順位判定案を作成し、市に提示しなければならない。

(4) 不明水調査

不明水調査業務は、降雨時等において管路施設内へ侵入する「不明水」の発生量を調査することで、処理区（今池処理区・大井処理区）の流下負担軽減、ポンプ場施設の稼働効率化、および次期ストックマネジメント計画における改築更新優先順位の最適化を目的とする。

1) 調査方法

①流量調査業務

流量計（機器及び計測方法は本市の承認を得ること）により、5分間隔で流量を計測し、晴天日及び雨天日の流量を比較すること。

②降雨観測業務

本市の承認を得た場所で降雨量を観測すること。5分単位で降雨量を記録することができる計測器を設置すること。

③調査については、設置後、14日毎に巡回点検を行うこと。

- ④不明水調査の期間は、原則として機器設置完了後 30 日間の連続観測とする。
- 2) 実施箇所および対象エリア

- ①受託者は、「下水道維持管理指針（実務編）（（公財）日本下水道協会）」等の最新の基準に基づき、本市の特性（分流式・合流式の区域特性等）を考慮した上で、毎年度の維持管理実績や過年度の調査成果、および羽曳野市雨天時浸入水対策計画等の資料を収集・整理し、調査候補となる対象エリアおよび具体的な設置箇所を選定の上、本市に提案すること。
- ②本業務の対象エリアおよび設置箇所は、上記①の受託者からの提案を踏まえ、最終的に本市が承認（指定）した区域および箇所とする。
- ③本業務における標準的な調査数量（流量観測の設置数）は、年 3 箇所とし、受託者は本市が承認した設置箇所に基づき年間業務計画を策定し、本市に提出してその承諾を得るものとする。

3) 作業条件

作業に当たっては、道路使用許可条件および安全管理規定を厳守すること。作業実施する際は、事前に沿道住民への周知・広報を徹底し、無用な混乱を生じさせないよう万全の配慮を行うこと。

4) 作業記録とデータマネジメント

- ①受託者は、本業務の成果物として、観測期間内に計測された流量データおよび降雨量データについて、欠測や異常値の補正を行った「観測データ（CSV 等の電子データ）」および「時系列グラフ」をとりまとめ、本市に提出すること。
- ②提出されたデータ等は、本市が将来的に経年変化や対策後の効果検証（ビフォーアフター）を追跡・実施できるよう、指定する管路管理システム（GIS）等へ登録（インポート可能な形式での整理・格納）を行うこと。
- ③本業務の範囲は、上記①および②のデータ整理・登録業務までとする。

(5) 清掃

清掃業務は、「住民対応業務」、「点検業務」、「調査業務」で清掃が必要とされた場合に実施する業務であり、流下能力の確保、悪臭防止、管路腐食の防止、管閉塞の防止を目的とする。

1) 清掃方法

清掃方法は、「下水道維持管理指針（実務編）（（公財）日本下水道協会）」等の最新の基準に基づき、管径、堆積物の状況、周辺環境等に応じた最適な手法（高圧洗浄車、強力吸引車、機械式清掃、または人力清掃等）を選定し、年間業務計

画書に記載して業務実施前に提出すること。清掃方法の変更を行う場合は、事前に本市と協議し、変更後の年間業務計画書を提出し、本市の承諾を得なければならない。

2) 実施箇所

- ①本業務の実施箇所は、ストックマネジメント計画に基づき策定された計画清掃箇所、点検・調査業務の前工程として清掃が必要な箇所、住民対応等により本市が指示した箇所、または受託者が提案し本市が承認した箇所とする。
- ②清掃の実施にあたっては、下流施設への土砂等の流出や、宅内への排水逆流等の公害が発生しないよう、最新の注意を払って施工すること。

3) 異常時の処置及び対応

- ①清掃中に、施設の機能障害および事故等が直ちに発生する恐れが予測される異常（管壁の崩落、大規模な空洞、取付管の閉塞等）を発見した場合は、受託者は直ちに清掃を中断して二次被害防止のための応急措置を講じるとともに、速やかに本市に報告してその指示を受けるものとする。
- ②前項にかかわらず、特別な資機材を要せず受託者の人員等により対応が可能な軽微な不具合については、受託者の判断で処置を実施した上で、速やかに本市に報告すること。
- ③清掃の結果、堆積が著しい箇所や頻繁に閉塞が発生する箇所については、その原因を分析し、次期 SM 計画等および次年度以降の清掃・点検計画の最適化に反映させること。

4) 作業条件

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。また、作業に伴い発生した下水、土砂、油脂、夾雑物等の取扱いにあたっては、関係法令を遵守し、本市が指定する処分先へ運搬するなど適切に処理すること。

5) 作業記録

- ①受託者は、次の項に従って作業記録を各業務報告書に添付して本市に提出すること。
- ②作業記録には、作業場所、保安施設の状況、使用機械（高圧洗浄車等）の設置状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、清掃前後の状況、除去した堆積物等の状況（質・量）、ならびに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しその他本市が指定する内容について提出を行うこと。
- ③清掃実施履歴および堆積状況のデータは、本市が指定する管路管理システム（GIS）等に入力可能な形式で整理し提出すること。

(6) 浚渫業務

浚渫業務は、管路などの雨水排水施設に堆積した土砂等を除去することで、降雨時の流下阻害や浸水リスクを低減し、排水機能を確保することを目的とする。

1) 浚渫方法

浚渫方法は、緊急性や現場条件（管径、堆積量等）に応じた最適な手法（強力吸引車、人力浚渫等）を選定し、実施すること。なお、実施にあたっての手法や使用機材の基本方針については、年間業務計画書に予め記載しておくものとする。

2) 実施箇所

- ①本業務は、住民からの苦情・要望、浸水発生時、または点検・調査等において緊急に浚渫が必要と認められた箇所に対し、本市の指示、または受託者の提案および本市の承認に基づき実施するものとする。
- ②本業務における各年度の予算上限額は、3,000 千円とし、これを超過する場合は、別途協議するものとする。
- ③実施にあたっては、酸素欠乏・硫化水素中毒等の危険を伴う作業となるため、突発的な作業であっても安全管理体制を万全に構築し、事故防止に努めること。

3) 異常時の処置及び対応

- ①浚渫中に、施設の機能障害および事故等が直ちに発生する恐れが予測される異常を発見した場合は、受託者は直ちに作業を中断して二次被害防止のための応急措置を講じるとともに、速やかに本市に報告してその指示を受けるものとする。
- ②前項にかかわらず、特別な資機材を要せず受託者の人員等により対応が可能な軽微な不具合については、受託者の判断で処置を実施した上で、速やかに本市に報告すること。
- ③突発的に浚渫が必要となった箇所については、堆積の原因（管体の破損、土砂流入、油脂の固着等）を調査・分析し、次期 SM 計画等および次年度以降の維持管理計画（計画清掃への組み入れ等）の最適化に反映させること。

4) 作業条件

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。また、浚渫に伴い発生した汚泥等の取扱いにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し、本市が指定する処分先へ運搬するなど適切に処理すること。

5) 作業記録

- ①受託者は、次の項に従って作業記録を業務報告書に添付して本市に提出すること。

- ②作業記録には、着手前の状況（住民対応内容等）、作業場所、保安施設の状況、酸素および硫化水素濃度等の測定状況、浚渫前後の状況、除去した堆積物等の状況（質・量）、ならびに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しその他本市が指定する内容について提出を行うこと。
- ③浚渫の実施履歴については、発生原因と併せて本市が指定する管路管理システム（GIS）等へ入力可能な形式で整理し、提出すること。

(7) 修繕業務

修繕業務は、点検・調査や住民通報等により発見された不具合に対し、取付管や公共桝等の適切な補修・替設を行うことで、重大事故を未然に防止し、施設機能を維持することを目的とする。

1) 対象施設

本業務の対象となる施設は、本管、マンホール、污水取付管、公共污水ます、雨水取付管（街渠ます等の雨水ますは除く）とする。ただし、民地内の雨水取付管および雨水ますについては原則として個人管理（対象外）とし、市が管理を行う一部の指定箇所のみを本業務の対象とする。

2) 修繕方法

修繕方法は、「下水道維持管理指針（実務編）（（公財）日本下水道協会）」等の最新の基準に基づき、施設の損傷状況や緊急性に応じた最適な手法を選定し、実施すること。なお、標準的な修繕メニュー（マンホール蓋の交換・高さ調整、部分補修、取付管の修繕等）および使用機材等の基本方針については、年間業務計画書に予め記載しておくものとする。

4) 実施箇所および手続き

- ①本業務は、前述の対象施設において点検・調査等により発見された不具合のうち、軽微な補修等により対応可能なもの、または本市の指示に基づき実施するものとする。
- ②本業務における各年度の予算上限額は、12,000千円とし、これを超過する場合は、別途協議するものとする。
- ③受託者は、修繕の実施に先立ち、修繕内容、見積書、施工図、工程等をまとめた「修繕計画書」を本市に提出し、その承諾を得るものとする。
- ④前項の規定にかかわらず、修繕費用の総額が1件あたり10万円（消費税相当額を除く）未満の事案については、機動的な対応を図るため修繕計画書の事

前提出を不要とし、受託者の判断により速やかに実施できるものとする。

- ⑤受託者が本業務に係る修繕等を第三者に発注する場合は、地域経済の活性化や災害時の迅速な対応等の観点から、本市内に本店を置く事業者を優先的に活用するよう努めるものとする。

5) 異常時の処置及び対応

- ①修繕作業中に、当初の想定を超える大規模な破損や空洞等を発見し、本条に定める修繕の範囲での対応が困難と判断される場合は、直ちに作業を中断して二次被害防止のための措置を講じるとともに、速やかに本市に報告してその指示を受けるものとする。
- ②受託者は、実施した全ての修繕結果について自ら品質を確認・保証すること。また、不具合の原因を分析し、次期 SM 計画等および次年度以降の維持管理計画の最適化に反映させること。

6) 作業条件

作業に当たっては、道路使用許可条件を厳守すること。また、修繕に伴い発生した廃材（破損したマンホール蓋、コンクリート殻等）の取扱いにあたっては、関係法令を遵守し、適切に処理すること。受託者は、作業中の安全管理および周辺環境への配慮について一切の責任を負うものとする。

7) 完了報告および作業記録

- ①受託者は、修繕の完了後、速やかに「修繕完了届」を作成し、本市に提出しなければならない。これは、修繕計画書の要否にかかわらず、本業務において実施したすべての修繕案件を対象とする。
- ②修繕完了届には、着手前・施工中・完了後の写真、作業場所および実施内容の記録、ならびに必要な応じた使用資材の品質証明を添付すること。
- ③修繕の実施履歴については、本市が指定する管路管理システム（GIS）等に入力可能な形式で整理し、併せて提出すること。

4. ポンプ場施設等維持管理業務

受託者は、自らのノウハウを最大限活用して、発注者が所有するポンプ施設等の運転管理及び維持管理を主体的に行い、現行の業務水準を維持することはもとより、その向上を図ること。

(1) 運転管理・調達管理業務

受託者は、施設の機能維持および効率的運営のため、以下の業務を行う。

1) 運転・監視操作

主要ポンプ場、マンホールポンプ、貯留槽等の稼働状況を遠隔監視および現地操作により適正に制御し、ポンプ運転を行うとともに、運転データの記録・分析を通じて異常の早期発見と最適な運用管理に努めること。

2) 日常点検・巡視

ポンプ場および貯留槽等について、機器の異音、振動、発熱、油漏れ、臭気等の異常を五感および簡易測定器を用いて確認し、軽微な不具合はその場で応急処置を施すとともに、点検・巡視結果を次期ストックマネジメント計画の劣化診断や更新判定の根拠として直接活用できるよう、設備ごとの履歴比較や統計的な抽出が可能な形式でデジタル記録・管理すること。

3) 調達管理

電気、水道、ガス、燃料、通信等の契約・使用量管理を主体的に行い、省エネルギーに資する運用提案を行うとともに、業務遂行に不可欠な消耗品や予備部品の在庫を適切に確保し、市場価格を考慮した効率的な調達プロセスを維持すること。

4) 保安全管理

施設内への不審者侵入や盗難、放火等の犯罪を防止するため、外構フェンスや施錠箇所の点検、防犯設備の動作確認を定期的に行い、万一の侵入や施設毀損を確認した場合は、直ちに警察および本市へ通報し、現場の安全確保と被害状況の報告を行うこと。

(2) 保守点検・緊急対応業務

受託者は、資産の長寿命化および災害時の確実な機能発揮のため、以下の業務を一体的に行う。

1) 保守点検・法定点検

下水道維持管理指針等を参考とするとともに、対象施設の稼働状況、経過年数、過去の維持管理実績等を踏まえ、受託者が策定した年間計画に従い、機械・電気・計装設備の精密点検を実施するとともに、電気事業法に基づく保安全管理や消防法等の各種法令に定められた法定点検、および燃料タンク等の自主検査を漏れなく実施し、施設の安全性を担保すること。

2) 環境整備・清掃業務

ポンプ場施設等の屋内および屋外について、常に清潔かつ安全な作業環境を維持するため、定期的な床面・壁面清掃や機器の除塵を行うとともに、敷地内の除草や樹木の剪定を適切な頻度で実施し、近隣住民への環境配慮と施設景観の維持に努めること。

3) 24 時間 365 日緊急対応

自動通報装置による異常検知や市民等からの通報に対し、昼夜を問わず即座に受付・出動できる技術者を待機させ、現地での迅速な状況把握と応急復旧措置を講じることで被害の拡大を最小限に食い止め、その経過を遅滞なく本市へ報告すること。

4) 非常用設備管理

停電や浸水等の非常事態において自家発電機や排水ポンプ等の重要設備が確実に機能するよう、定期的な無負荷および実負荷試運転を徹底し、燃料の劣化防止やバッテリーの電圧確認、消耗品の計画的な交換を行うことで、災害対応能力を常に最高水準に保持すること。

(3) 修繕業務

受託者は、施設の機能維持および延命化を図るため、表 1-7 に示す予算額の範囲内において、点検結果に基づく合理的な修繕計画の立案と実施を行う。

1) 計画的修繕業務

受託者は、マンホールポンプ設備等について、耐用年数や劣化状況を踏まえた年度ごとの実施計画を策定し、本市の承認を得た上で、優先順位に従い計画的な機器リプレイスやオーバーホールを遂行すること。

2) 突発的修繕業務

日常点検や緊急出動時に発見された設備故障や機能不全に対し、二次故障の防止および住民サービスへの影響回避を最優先として、本市の承諾を得た上で迅速に修繕を実施すること。

3) 施工管理

①現場管理

作業に当たっては道路使用許可条件および施設内作業規定を厳守し、安全確保に万全を期すこと。

②交通誘導員の配置

道路上での作業に伴う交通誘導警備員は、原則として１日あたり１名の配置を想定して予算内で運用すること。ただし、警察等の指示や特殊な現場条件により変更が生じる場合は、本市と別途協議するものとする。

③廃棄物処理

修繕に伴い発生した廃材（コンクリート殻、更新後の旧機器等）は、関係法令を遵守し、受託者の責任において適正に処理・処分すること。

4) 完了報告および作業記録

①受託者は、修繕の完了後、速やかに「修繕完了届」を作成し、本市に提出しなければならない。これは、修繕計画書の要否にかかわらず、本業務において実施したすべての修繕案件を対象とする。

②修繕完了届には、着手前・施工中・完了後の写真、作業場所および実施内容の記録、ならびに必要な応じた使用資材の品質証明を添付すること。

表 1-7. 修繕の参考数量表

年 度	突発的修繕業務	計画的修繕業務
各年度	3,000 千円	5,000 千円

(4) 事務管理・データマネジメント業務

全業務の透明性と継続性を担保するため、以下のデジタル管理を徹底する。

1) 文書・記録管理

全ての運転データ、点検報告書、修繕記録、事故・故障報告、廃棄物処理記録等を、正確に作成・保存し、事業期間 10 年間の経時変化を容易に追跡できる体制を構築すること。

2) 設備台帳

修繕や部分更新を実施した際は、速やかに下水道設備台帳のデータを更新し、常に現地の最新状況と台帳情報が一致するように維持管理することで、次期更新計画の精度向上および資産価値の正確な把握に寄与すること。

3) データ移行・業務引継

令和 10 年 4 月の事業開始に向け、現行の包括管理委託からのスムーズなデータ移行および現地引継を計画的に実施し、運営主体の変更に伴う情報の欠落や市民サービスの低下を一切招かないよう、万全の準備体制を整えること。

5. 調整池等維持管理業務

調整池等の治水機能を損なわないよう、施設特性に応じた以下の管理を行う。

(1) スクリーン清掃（全池共通）

雨が予想される際の事前点検および降雨終了後の巡視を徹底し、流入口や放出口のスクリーンに付着した塵芥、流木、枯草等を速やかに除去することで、水位上昇時の閉塞トラブルや溢水を未然に防ぎ、調整池本来の機能を常に確保すること。

(2) 中池特定維持管理

中池【別紙 14】【N0.64】については、年額 100 万円の予算枠を活用して堆積土砂の浚渫や堤体・敷地内の草刈り・樹木伐採を計画的に行い、大規模な機能低下を招かないよう日常的な環境維持に努めること。

(3) 羽曳が丘東調整槽等特定維持管理

羽曳が丘東調整槽【別紙 14】【N0.63】及び羽曳が丘第 4 中継所【別紙 14】【N0.44】については、現在施設機能を有していないことから、周辺の生活環境や防犯性に支障を及ぼさないよう、定期的な除草および樹木伐採を行い、敷地内の良好な環境維持に努めること。

(4) 異常報告および別途指示

巡視中に大規模な土砂堆積、堤体の損傷、フェンス等の施設破損、不法投棄等、通常の維持管理費では対応困難な異常を発見した場合は、速やかに写真等の証拠を添えて本市へ報告し、市の指示に基づく別途の対策や工事発注に向けた協議を行うこと。

6. スtockマネジメント計画策定業務

受託者は、既存の計画に基づき、施設の健全性を客観的に評価し、適切な計画管理を行うこと。維持管理業務で得た点検・調査結果を反映させ、次期計画（令和 12 年度～）の策定にあたっては、改築更新の優先順位や手法を最適化し、LCC 低減に資する実行性の高い計画案を作成すること。本業務は更新支援型であることを踏まえ、市が行う詳細設計・工事発注が円滑に執行できるよう、専門的見地から必要な支援を行うものとする。

(1) 施設情報の収集整理

各施設の管理目標の設定、リスク検討、点検・調査計画及び修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理、現地確認等を行う。

1) 施設情報収集・整理

①上位計画及び関連計画に関する情報の収集・整理

②施設諸元（ポンプ場等：設備台帳、管路：管種・延長・布設年度等）の収集・整理

③リスク検討、点検・調査履歴、修繕・改築履歴に関する情報の収集・整理

2) 現地調査

既存の施設情報に基づき、目視による施設（ポンプ設備、マンホールポンプ、主要管路等）の確認及び維持管理担当者へのヒアリングを行う。

(2) リスク評価

効率的・効果的なストックマネジメントを実践するために、リスク評価による優先順位等を検討し、点検・調査計画及び修繕・改築の策定につなげる。

1) リスクの特定

事故・故障が発生した際の影響（浸水、交通阻害、家屋被害、環境汚染等）を抽出し、対策が必要なリスクを特定する。

2) 被害規模の検討

事故・故障発生時の社会的・経済的影響を「影響度」として評価方法を設定する。

管路施設：道路種別、地下水位、埋設深度、近接構造物等の評価

ポンプ場：機能面、能力面、コスト面等の総合評価

3) 発生確率の検討

蓄積された施設情報を踏まえ、目標耐用年数や劣化傾向に基づき評価方法を設定する。

4) リスクの評価

被害規模と発生確率の結果に基づきリスクを評価し、優先順位付けを行う。

(3) 施設管理の目標設定

リスク評価を踏まえ、下水道施設の点検・調査及び修繕・改築に関する目標を設定する。

1) 事業の目標設定

長期的な視点に立って目指すべき方向性（重大事故ゼロ、陥没件数低減等）と目標値を設定する。

2) 事業量の目標設定

アウトカムを達成するための具体的な事業量（年度別実施件数・延長等）を設定する。

(4) 長期的な改築事業シナリオの設定

費用、リスク、執行体制を総合的に勘案し、最適な改築シナリオを設定する。

1) 管路施設

管路施設については、近年の維持管理基準等の改正動向を踏まえ、令和 11 年度に実施する次期計画（第 3 期）策定業務において、最新の基準に適合した長期的な改築事業シナリオ（管理区分、改築条件、LCC 平準化試算等）の再構築を行うものとする。なお、次期計画策定以降は、当該シナリオの維持・運用を基本とする。

2) ポンプ場施設等

ポンプ場施設等（雨水ポンプ場・マンホールポンプ等）については、本契約期間を通じて第 2 期計画のシナリオを継続して適用するものとし、これをベースとした適切な計画管理を行うものとする。

(5) 点検・調査計画の策定

1) 頻度・項目・単位の設定

過去の管理記録やリスク評価に基づき、点検・調査の周期、項目、単位（設備単位、スパン単位等）を設定する。

2) 優先順位の設定

リスク評価に基づき、優先順位を設定する。

3) 対象施設・実施時期の検討

事業計画期間（概ね 5 カ年）において、どの施設をいつ実施するかを検討する。

4) 点検・調査の方法の検討

施設の構造や現場条件を考慮し、効率的・効果的な点検・調査手法を選定する。

5) 概算費用の算定

対象施設、時期、方法に基づき、概ね 5 カ年程度の概算費用を算出する。

6) 点検・調査計画のとりまとめ

検討結果を点検・調査計画として取りまとめる。

(6) 点検・調査の実施

点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施し、結果を精度向上に活用する。

(7) 修繕・改築計画の策定

1) 診断・対策の必要性の検討

健全度判定基準を設定して評価を行い、対策の必要性を検討する。

2) 優先順位の検討

関連計画や、設備群・路線としての集約による効率性を考慮して優先順位を調整する。

3) 対策範囲・方法の検討

修繕か改築かの判定を行い、LCC 比較等に基づき最適な工法を選定する。ポンプ場においては設備群単位での総合検討、管路においては更生工法等の検討を含む。

4) 実施時期と概算費用の検討

最適な改築シナリオに基づき、5 カ年程度の実施時期と、概算費用を算出する。

(8) 修繕・改築計画のとりまとめ

検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

【提出物】

1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

①報告書（ポンプ場施設等・管路施設）：A4・3 部

②打合せ議事録：A4・3 部

③その他参考資料（調査原図、データシート等）：一式

④上記図書の電子成果品：CD-R 又は DVD-R 一式

2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ市と協議する。

3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

7. 災害対応業務

(1) 受託者は、災害対応時における連絡体制、出動体制及びその待機基準を定め、本市へ届け出ること。なお、連絡体制及び出動体制を定めるに当たっては、常に迅速な対応が図れるよう、事前に本市と協議の上、各々の役割分担を定めるものとする。

(2) 受託者は、災害対応時において管路施設に被災又は管路施設の被災による二次災害のおそれがある場合等は、本市と密に連絡・調整を行うとともに、予め緊急点検に応じた適切な緊急措置等を講じ、被災状況の把握に協力するとともに、二次災害の未然防止に努めるものとする。

(3) 本市は、緊急時及び災害対応等におけるタイムライン（防災行動計画）を定め、連絡体制を受託者に通知するものとする。

【別紙 2】各業務の参考数量

業務	単位	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	計
①統括管理業務	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②管路施設維持管理業務												
(ア) 住民対応 (2次対応)	件	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	600
(イ) 点検	箇所	35	35	2	0	0	0	0	0	0	0	72
(ウ) 調査 TVカメラ調査工	m	3,595	3,595	909	909	909	909	909	909	909	1,373	14,926
マンホール目視調査工	箇所	116	116	50	50	50	50	50	50	50	59	641
(エ) 不明水調査	箇所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	30
(オ) 浚渫	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(カ) 修繕	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
③ポンプ場施設等維持管理業務	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
④調整池等維持管理業務												
(ア) スクリーン清掃	回	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	380
(イ) 中池特定維持管理	式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
(ウ) 羽曳が丘東調整槽特定維持管理	回	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	20
⑤ストックマネジメント計画策定業務	式		1					1				1

※各数量は、現時点のものであり、今後変更する場合があります。

【別紙 3】 遵守法令等

- (1) 健康保険法
- (2) 労働基準法
- (3) 労働者災害補償保険法
- (4) 消防法
- (5) 建設業法
- (6) 建築基準法
- (7) 港湾法
- (8) 毒物及び劇物取締法
- (9) 道路法
- (10) 下水道法
- (11) 中小企業退職金共済法
- (12) 道路交通法
- (13) 河川法
- (14) 電気事業法
- (15) 騒音規制法
- (16) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (17) 水質汚濁防止法
- (18) 酸素欠乏症等防止規則
- (19) 労働安全衛生法
- (20) 雇用保険法
- (21) 振動規制法
- (22) 環境基本法
- (23) 個人情報保護に関する法律
- (24) 職業安定法
- (25) 水道法
- (26) 電気工事士法
- (27) 電波法
- (28) 大気汚染防止法
- (29) 地方自治法
- (30) 地方公営企業法
- (31) 羽曳野市下水道条例
- (32) 都市計画法
- (33) 電気事業法
- (34) 悪臭防止法
- (35) 計量法
- (36) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）
- (37) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (38) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱

【別紙 4】業務着手時の提出書類

以下の書類について提出すること。なお、書類（紙）での提出が求められる提出書類について、本市が認めた書類は、電子データによる提出もできるものとする。

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
業務着手届	1	・ 契約締結後速やかに提出すること。 ・ 本市様式を使用すること。
身分証明書発行申請書	1	・ 契約締結後速やかに提出すること。 ・ 業務に従事する者の氏名及び生年月日を記載すること。
管理技術責任者、統括管理責任者、主任技術者届、照査技術者及びその他の担当技術者届	1	・ 契約締結後速やかに提出すること。
全体業務計画書	1	・ 契約締結後速やかに提出すること。 ・ 要求水準書【別紙 1】業務内容 2 統括管理業務(1)の内容に基づくこと。
年間業務計画書	1	・ 初年度において、全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに、当該年度の業務実施計画を本市と協議の上提出すること。 ・ 受託者の裁量により決定、選定する事項についても記載の上提出すること。なお、協議の必要はない。
月間業務計画書	1	・ 令和 10 年 4 月の計画を全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに提出すること。
週間業務予定表 (週間工程表)	1	・ 令和 10 年 4 月第 1 週の計画を全体業務計画書提出日から業務履行開始日までに提出すること。
セルフモニタリング計画書 (案)	1	・ 契約締結後速やかに提出すること ・ 【別紙 13】モニタリングの基本的な方針を基に作成すること。
再委託届	電子	・ 本業務の一部を再委託する場合に提出すること。 ・ 次の事項を記載すること。 ① 再委託先の名称

		② 再委託の種類、期間、範囲等 ③ 再委託先に対する指導方法等 ④ その他本市が指示する事項
事務所使用申請書	1	・本市確井ポンプ場を業務事務所とする場合、契約締結後速やかに提出すること。
行政財産使用許可申請書	1	・契約締結後速やかに提出すること。
誓約書	1	・本要求水準書7法令等の遵守に基づく、誓約書を提出すること。

【別紙 5】業務実施期間中の提出書類

以下の書類について提出すること。なお、書類（紙）での提出が求められる提出書類について、本市が認めた書類は、電子データによる提出もできるものとする。

提出書類名	提出部数	提出時期・記載事項等
セルフモニタリング計画書	1	・セルフモニタリング計画書（案）を基に本市と協議し、初年度下半期に提出すること※【別紙 13】モニタリングの基本的な方針を参照
年間業務計画書	1	・内容に変更があるごとに提出すること。 ・2 年度目以降は、各年度 3 月 25 日までに、翌年度の業務実施計画について、本市に提出し、本市の確認を得ること。 ・受託者の裁量により決定、選定する事項についても記載の上、提出すること。なお、協議の必要はない。
月間業務計画書	電子	・各月 25 日までに、翌月の計画について提出すること。
年間業務報告書	1	・指定する期日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・更新計画案作成について反映すること。 ・セルフモニタリング結果（セルフモニタリング報告シート※含む）を記載すること。
月間業務報告書	1	・各月 5 日までに、提出すること。 ・業務ごとに、実施した作業の内容、進捗状況等について記載すること。 ・更新計画案作成について反映すること。 ・セルフモニタリング報告シート※による進捗状況を記載すること。
中間業務報告書	1	・指定する期日までに、提出すること。 ・各業務の成果品を取りまとめ、本市の維持管理及び次期事業の一層の効率化に資する提言を含め提出すること。

		・ 要求水準等の達成状況を取りまとめの上提出すること。 ・ 施設情報や維持管理情報等引き継ぐ必要がある事項について取りまとめの上提出すること。 ・ 次期事業に引き継ぐべき事項について取りまとめ提出すること。 ・ セルフモニタリング結果（セルフモニタリング報告シート※含む）を記載すること。
事故報告書	1	・ 事故発生時に事故内容を報告すること。
引継ぎ書	1	・ 別紙 9 に基づき提出すること。
各種マニュアル	電子	・ 随時作成し提出すること。
打合せ議事録	電子	・ 打合せの都度、提出すること。
作業日報	電子	・ 本市が提出を求めた時。
週間業務予定表 （週間工程表）	電子	・ 原則、前週の木曜日までに提出すること。ただし、提出する週の木曜日又は金曜日が休日の場合は、水曜日までに提出すること。
点検調査計画書	電子	・ 業務実施前に提出すること。 ・ 本市の承諾を得ること。 ・ 位置図、概要、施工管理、品質管理、写真等を作成し、提出すること。
修繕事前計画書	電子	・ 各年度 3 月 25 日までに、翌年度に修繕業務を計画する場所及び方法（概要）を記載し提出すること。ただし、初年度は指定する期日までに提出すること。
修繕計画書	電子	・ 業務実施前に、見積書、内訳書、位置図、仕様書、図面等を作成し提出すること。

修繕完了届	電子	・業務終了後速やかに提出すること。 ・位置図、概要、施工管理、品質管理、写真等を作成し提出すること。
緊急連絡表	電子	・夏期休暇、年末年始休暇及び大型連休を迎えるに当たって提出すること。
資料・物品貸与申請書	電子	・資料及び物品を借用するに当たって提出すること。
各種届出書の写し	電子	・法令等に基づき、官公署へ届け出た文書の写しを提出すること。
支払い請求書及び明細	電子	・契約書に基づく支払い請求に当たって提出すること。
変更届	1	・提出した書類に変更がある場合、変更した書類と共に速やかに提出すること。

【別紙 6】業務完了時の提出書類

以下の書類について提出すること。なお、書類（紙）での提出が求められる提出書類について、本市が認めた書類は、電子データによる提出もできるものとする。

提出図書類	提出 部数	提出時期・記載事項等
業務完了届	1	・業務終了後、速やかに提出すること。
業務報告書	1	・業務完了日までに提出すること。 ・各業務の成果品を取りまとめ、本市の維持管理及び次期事業の一層の効率化に資する提言を含め提出すること。 ・要求水準等の達成状況をセルフモニタリングシート等にとりまとめの上提出すること。
各種マニュアル	1	・とりまとめの上提出すること。
資料・物品貸与返還書	電子	・資料及び物品を借用したものを返還する場合、目録を提出すること。
その他参考資料	1	・業務終了後、速やかに提出すること。
上記図書の電子成果品 (CD-R や DVD-R、外付け HDD 等)	1	・業務終了後、速やかに提出すること。
支払い請求書及び明細	1	・契約書に基づく支払い請求に当たって提出すること。
その他	1	・別途本市が指示する事項について提出すること。

【別紙 7】業務実施体制

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、以下の役割を担う者を配置すること。なお、「統括管理責任者」「管路管理主任技術者」「施設管理主任技術者」は、業務に支障がない範囲において相互に兼務できるものとする。また、各業務従事者に必要な資格者を配置し、適正に業務を遂行する体制を整えること。

(1) 責任者・技術者の主な担当範囲資格・実績要件

1) 監理技術責任者

主な担当範囲：本業務におけるすべての技術判断、品質管理、およびセルフモニタリング（自主的な履行状況確認）の統括・監督・照査。維持管理データに基づくリスク評価、および令和 11 年度等の更新計画策定時における技術的整合性の最終決定および市への技術説明。

資格・実績要件：技術士（総合技術監理部門「下水道」）または技術士（上下水道部門「下水道」）の資格を有する者。かつ、下水道事業（維持管理、設計または計画）に関し、10 年以上の実務経験を有し、かつ同種または類似業務において監理責任者、統括技術責任者、またはこれらに準ずる立場での従事経験を有する者。

※本役職は、JV 全体の技術的信頼性を担保する要となるため、原則として外部委託は認めず、JV 代表企業の社員（本店等の専門部署を含む）から配置すること。なお、「4) 計画策定主任技術者」との兼務は妨げない。

1) 統括管理責任者

主な担当範囲：業務全体の総括、市との連絡調整、リスク管理。

資格・実績要件：下水道事業（維持管理または設計）に関し、5 年以上の実務経験を有する者。もしくは同種または類似業務（下水道の包括管理委託、WPPP、または複数年にわたる維持管理業務等）において、統括管理責任者（現業所の所長・センター長等を含む）または副統括管理責任者としての従事経験を有する者。

2) 管路管理主任技術者

主な担当範囲：管路施設の点検・調査・清掃・修繕、および管路更新計画の策定支援。

資格・実績要件：下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、または下水道管路施設の維持管理（点検・調査・清掃・修繕等）に関し 5 年以上の実務経験を有する者。

3) 施設管理主任技術者

主な担当範囲：ポンプ場（マンホールポンプ含む）の運転管理、点検・整備、および施設更新計画の策定支援。

資格・実績要件：第一種もしくは第二種電気工事士、下水道技術検定第3種の資格を有する者、またはポンプ場（マンホールポンプ含む）の維持管理に関し5年以上の実務経験を有する者。

4) 計画策定主任技術者

主な担当範囲：令和11年度等の更新計画策定時における内容の確認・照査。

資格・実績要件：技術士（総合技術監理部門「下水道」）、技術士（上下水道部門「下水道」）、またはRCCM（下水道部門）のいずれかの資格を有する者。

※外部委託またはJV本店等の専門部署によるバックアップを認める。

（2）業務事務所および常駐ルール

受託者は、本業務を円滑に遂行するため、市内に業務拠点を設置するか、または羽曳野市外に拠点を置く場合は緊急時に1時間程度で市内の現場に到着できる体制を常時確保すること。

1) 平時の連絡体制

統括管理責任者または各主任技術者は、市の開庁時間内において市と円滑に連絡が取れる体制を維持すること。常時事務所に待機することを義務付けるものではないが、市からの連絡後、速やかに対応（必要に応じて市役所への参集等）ができること。

2) 緊急時・閉庁時の対応体制

夜間・休日等の閉庁時、および大雨等の災害警戒時における緊急通報・緊急出動要請に対しても、24時間365日、連絡受領から1時間程度で現地にて対応を開始できる体制を構築すること。

（3）再委託を許可する範囲

受託者は、業務の効率的かつ円滑な遂行のため、以下の業務について外部の専門業者等に再委託することができる。

1) 現場作業

管路施設の点検・調査・清掃・修繕、ポンプ場およびマンホールポンプ施設の運転管理、点検、整備等。

2) 計画策定実務

令和11年度等における更新計画策定に伴う、現地データの整理、台帳・図面の作成、

(1) シミュレーション、報告書素案の作成等の実務（補助作業）一式。

【別紙 8】 準備機材

機材名	用途	業務事務所等 への常備
高圧洗浄車・強力吸引車	管路清掃業務及び管路調査業務に使用	不要
本管用テレビカメラ	管路調査業務に使用	不要
管口カメラ	管路点検業務に使用	不要
取付管用テレビカメラ 小型高圧洗浄機 清掃機器一式	住民対応・事故対応業務に使用	必要
作業車両	各種業務に使用	必要
吊り上げ機器	ポンプ引上げ点検等に使用	不要
高圧洗浄機・タンク	ポンプ槽、貯留槽等の洗浄に使用	不要
酸素濃度等測定器	下水道施設の内部の作業に使用	必要
発電機・送風機	下水道施設の内部の作業に使用	必要
発電機・水中ポンプ	住民対応・事故対応業務及び下水道施設内の水替え作業に使用	必要

※1 上記機材の使用に必要な燃料、消耗品等の本業務に必要となる備品等を含む。

※2 常備が必要なものに関しては、迅速に対応できる配備とする。

【別紙 9】 参考図書

- (1) スtockマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き
(案) (国土交通省)
- (2) 下水道事業のStockマネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)
- (3) 下水道BCP策定マニュアル (国土交通省)
- (4) 雨水管理総合計画策定ガイドライン (国土交通省)
- (5) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン (国土交通省)
- (6) 下水道事業の手引き (国土交通省・日本水道新聞社)
- (7) 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
- (8) 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
- (9) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル (日本下水道協会)
- (10) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (日本下水道協会)
- (11) 排水設備事務要覧 (日本下水道協会)
- (12) 下水道排水設備指針と解説 (日本下水道協会)
- (13) 下水道管路施設Stockマネジメントの手引き (日本下水道協会)
- (14) 下水道施設耐震計算例ー管路施設編ー (日本下水道協会)
- (15) 下水道施設耐震計算例ー処理場・ポンプ場編ー (日本下水道協会)
- (16) 下水道の地震対策マニュアル (日本下水道協会)
- (17) 下水道土木工事必携 (案) (日本下水道協会)
- (18) 下水道用マンホールふたの維持管理マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (19) 下水道用設計積算要領 設計委託編 (日本下水道協会)
- (20) 下水道用設計積算要領 ポンプ場・処理場施設 (機械・電気設備) 編 (日本下水道協会)
- (21) 下水道用設計積算要領 管路施設 (開削工法) 編 (日本下水道協会)
- (22) 下水道用設計積算要領 管路施設 (管きょ更生工法) 編 (日本下水道協会)
- (23) 下水道施設維持管理積算要領 管路施設編 (日本下水道協会)
- (24) 下水道施設維持管理積算要領 処理場・ポンプ場施設編 (日本下水道協会)
- (25) 下水道管路管理マニュアル (日本下水道管路管理業協会)
- (26) 下水道管路管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)
- (27) 管きょの修繕に関する設計・施工の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (28) 取付け管の更生工法に関する設計・施工の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (29) マンホールの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (30) 下水道管路施設災害復旧支援マニュアル (日本下水道管路管理業協会)

- (31) 自立管・製管工法（ら旋巻管）に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (32) 下水道施設電気設備のストックマネジメント実施に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (33) 流出解析モデル利活用マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (34) 下水道マンホールポンプ施設の改築計画に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (35) 下水道用マンホール改築・修繕工法に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (36) 下水道施設電気設備の更新方法に関する技術資料（日本下水道新技術機構）
- (37) 分流式下水道における雨天時侵入水対策計画策定マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (38) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (39) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)（管路診断コンサルタント協会）
- (40) 下水道管路施設改築・修繕に関する設計委託業務標準歩掛（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (41) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (42) 日本工業規格（JIS）
- (43) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501：2013）（日本規格協会）
- (44) 水理公式集（土木学会）
- (45) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (46) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (47) 道路橋示方書・同解説（日本道路協会）
- (48) 道路構造令，同解説と運用（国土交通省，日本道路協会）
- (49) 土質工学ハンドブック（土質工学会）
- (50) 水門鉄管技術基準（水門鉄管協会）
- (51) 港湾構造物設計技術基準（日本港湾協会）
- (52) 羽曳野市下水道標準構造図
- (53) 羽曳野市下水道技術基準
- (54) 大阪府下水道設計指針
- (55) 大阪府土木工事共通仕様書
- (56) 大阪府土木施工管理基準
- (57) 大阪府土木請負工事必携
- (58) 大阪府機械電気設備請負工事必携
- (59) 雨天時侵入水対策ガイドライン（案）（国土交通省）
- (60) 維持管理情報等を起点としたマネジメントサイクル確立に向けたガイドライン

（管路施設編）（国土交通省）

（61）性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン（国土交通省）

（62）処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（日本下水道協会）

（63）本市の下水道標準構造図

（64）本市の設計基準書

【別紙 10】業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等

- (1) 受託者は、本業務の継続的かつ確実な履行を確保するため、業務準備期間において、本市又は前受託者からの業務の引継ぎ及び技術指導を受け、業務の遂行に支障をきたさないようにすること。この引継ぎ及び技術指導を受けるに当たり必要となる費用は、受託者の負担とする。
- (2) 受託者は、業務移行期間において、次期受託者に対し業務の引継ぎ及び技術指導を行うものとする。ただし、受託者がこの引継ぎ及び技術指導を行うに当たり必要となる費用は、次期受託者の負担とする。
- (3) 引継ぎに関する事項は、書面、図面、写真等により分かりやすい引継ぎ書を作成するものとする。なお、受託者は、本契約終了日の6か月前までに引継ぎ書の素案を本市に提出して、その確認を受け、本契約終了日の3か月前までに、本市の承認を得た完成版を提出しなければならない。また、引継ぎ書作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ① 下水道施設及び設備等の特性や固有の状況
 - ② 過去の異常内容や発生頻度、異常時の対応措置等の内容
 - ③ 住民対応・事故対応業務において、交渉又は係争中である事案の内容
 - ④ データベース等保管情報の運用方法
 - ⑤ 各種計画書及び報告書の作成方法
 - ⑥ 緊急時対応などに関するマニュアルの作成方法
 - ⑦ その他本市又は受託者が必要とする事項
- (4) 本市又は次期受託者への業務引継ぎ及び技術指導の実施に当たって疑義がある場合は、本市及び受託者は相互に協力し、誠意を持ってこれを解決するものとする。

【別紙 11】 業務指標

業務指標としては表 11-1、11-2 を目標値とする。達成できない場合は本市と協議し、原因検証と報告を行うものとする。なお、天候等の不可抗力による未実施や遅延等は考慮する。

また、本事業の円滑な執行等のため、開始後 2 年ごとに業務指標の項目や目標値等を検証・見直しするものとする。ただし、法令改正や急激な経済情勢の変動等がある場合は、期中であっても臨時に見直し協議ができるものとし、これらの定期的・臨時的な見直しにあたっては、要求水準書第 34 条および第 37 条に基づき、事業の進捗やデータ蓄積状況等に応じた指標の追加・変更（将来的な指標例は表 11-3 を参照）を検討するものとする。

表 11-1. 管路施設

項目	目標	算定根拠など
異常早期発見率	100%	（点検後 1 年以内に事故が発生しなかった延長） / （当該年の点検延長）
点検清掃の実施率	100%	計画に対する実施率
住民苦情の再発防止	0 件	同一箇所、同一原因による苦情の発生有無
現場到着時間	1 時間半以内	詰まり等の発生時における現場到着時間
台帳不整合の解消率	100%	点検調査等により発見した台帳不整合箇所の修正率
安全管理の徹底	0 件	労働災害、公衆災害の発生件数

表 11-2. ポンプ場施設等

項目	目標	算定根拠など
ポンプ不稼働時間	0 分	受託者の責に帰すべき故障やトラブル発生による不稼働時間
非常時参集時間	1 時間以内	災害時等に事前に定めた体制をとるまでの時間
現場到着時間	1 時間以内	マンホールポンプ等の異常発生時における現場到着時間
定期点検・保守計画の計画達成率	100%	年間で計画された法定点検、保守点検等の実施率

表 11-3. 今後の業務指標の例示

項目	目標	算定根拠など
管路起因の道路陥没件数	0 件	受託者が管路調査を実施した箇所を対象
緊急対応（詰まり・溢れ）発生件数	直近 3 か年の平均件数から 10%減	対象年度の緊急対応の年間発生件数
硫化水素濃度測定実施率	100%	計画された測定箇所および測定頻度の実施率
定期点検・保守計画の計画達成率	100%	年間で計画された法定点検、保守点検等の実施率
管路スクリーニング調査の進捗率	100%	年間で計画されたスクリーニング調査の進捗率
人孔蓋の異常発見・対応率	100%	住民通報等で把握した人孔蓋のがたつき等の改修率
原因調査に基づく「計画清掃」への移行率	80%以上	緊急清掃を行った箇所に対し、原因を分析して翌年度の計画清掃へ繰り入れた割合。
浸水対策ボトルネック箇所の点検率	100%	出水期前における、過去の浸水履歴箇所の集中点検・清掃率
重要機器の予防保全移行率	90%	事後修繕ではなく、計画的な部品交換（予防保全）で行った割合
停電・災害時の自家発電稼働率	100%	定期試運転および実災害時における、自家発電設備の正常稼働率
電気・機械設備の遠方監視不具合件数	0 件	包括システムでの監視通信異常の発生件数
持管理データの電子化・一元管理率	100%	日常の点検・修繕履歴、住民苦情等の対応記録をすべてデジタルデータ（GIS 等）へ格納した割合
日常の点検・修繕履歴、住民苦情等の対応記録をすべてデジタルデータ（GIS 等）へ格納した割合	100%	営業時間外の緊急入電に対し、計画された体制が正常に機能した割合
産業廃棄物（浚渫土砂等）の不適正処理	0 件	産業廃棄物（浚渫土砂等）の不適正処理

【別紙 12】 リスク分担表

本市と受託者のリスク分担について、下記の表によらない場合は、必要に応じて、協議のうえ決定する。

表 12-1. リスク分担表

本市と受託者のリスク分担について、下記の表によらない場合は、その都度、協議の上決定する。

リスクの種類		リスクの内容	本市	受託者
共通	募集手続きリスク	実施要領等の記載の誤りや内容の変更によるもの	○	
	応募コストリスク	応募手続きに係るコストに関するもの		○
	契約リスク	優先交渉事業者と契約締結できない又は契約手続に時間を要するもの	○	○
	税制変更リスク	法人税の変更及び受託者の利益に課せられる税等広く一般的に適用されるもの		○
		消費税の変更及び新税設立等に関するもの	○	
	環境保全リスク	受託者が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気		○
		受託者以外が行う業務に起因する環境問題（有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、	○	
	第三者賠償リスク	要求水準書等に従って本業務を履行しても避けることができないもの	○	
		受託者の業務履行上の過失により損害を及ぼす通常の不法行為によるもの		○
		施設の維持管理、業務履行の不備・未達によるもの		○
		上記以外のもの（本市が行う業務に起因する事故等）	○	
	不可抗力によるリスク	災害、天災等によるもの	○	
	受託者の債務不履行リスク	事業の中断・放棄等		○
		受託者のサービス水準の低下及び要求水準等の未達		○
	本市の債務不履行リスク	本市による債務不履行	○	
	契約条件変更リスク	本市の提示条件、指示及び判断の不備による業務条件変更	○	
		上記以外のもの		○

	契約遅延リスク	本市の計画、設計条件の変更により各年度の契約締結までに要する期間が延長するもの	○	
		上記以外のもの		○
	契約費用増加リスク	本市の計画、設計条件の変更により契約に必要な費用が増加するもの	○	
		上記以外のもの		○
	技術革新リスク	専ら受託者の業務遂行上で、新しい技術の採用によって追加費用が発生する場合		○
	利用者対応リスク	受託者の業務履行上の過失または帰責事由に起因する下水道使用者等からの苦情及びトラブル		○
		上記以外のもの（受託者の責によらないもの、または本市の方針や行政判断を伴うもの等）	○	
	事業終了時の延長リスク	受託者の責による事象によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	法令等の変更リスク	本業務に直接関係する法令等の変更	○	
		本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	住民問題リスク	本業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受託者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
維持管理	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ ※	○	○
	施設の契約不適合リスク	未調査等による状況把握が困難な範囲における既存施設の契約不適合	○	
		上記以外の既存施設の契約不適合（ただし適正な管理状態にある場合は除く）		○
	施設損傷リスク	受託者の責（帰責事由）に起因するもの		○
		本市の責（帰責事由）に起因するもの	○	
	施設に関する突発修繕費増大リスク	受託者の責による補修費の増大		○
		上記以外によるもの	○	

※ 一定程度を超える物価変動が生じた場合、契約書に基づき費用改定を行う。

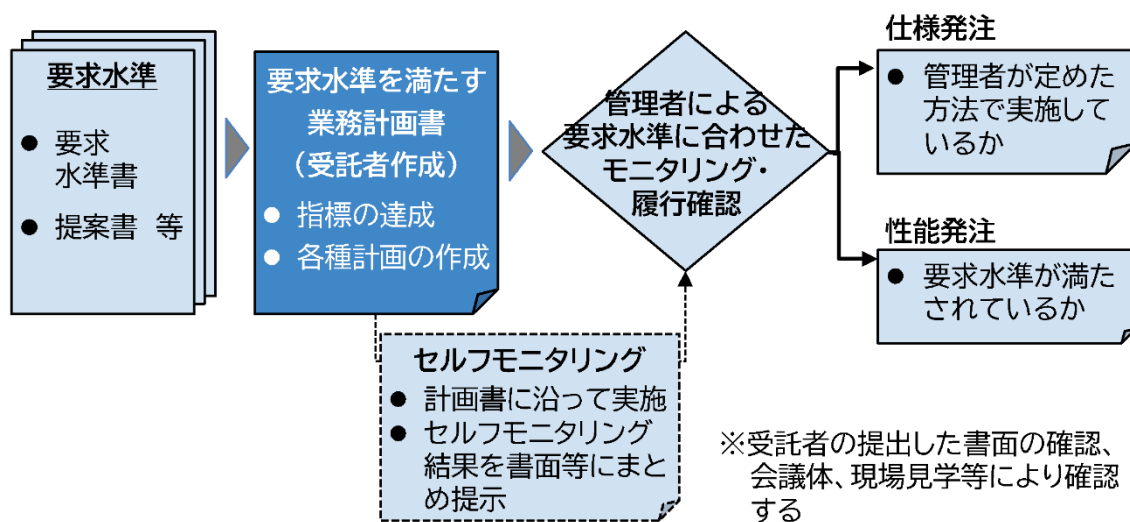
【別紙 13】 モニタリングの基本的な方針

1 総論

(1) モニタリングの基本的な方針の位置づけと目的

モニタリングの基本的な方針（以下「本方針」という。）は、受託者が、本業務の契約書等に定める業務を適正に履行されることを確認するため本市が行うモニタリング及び受託者が行うセルフモニタリングについて、その内容を示すものである。

管理者モニタリングの具体的な確認対象の考え方を図 12-1 に示す。



【出典】下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第 2.0 版令和 7 年 2 月 p.77

国土交通省 水管理・国土保全局

図 13-1. 管理者モニタリングの具体的な確認対象等の考え方

(2) 履行監視（モニタリング）の概要

本業務における履行監視（モニタリング）とは、履行期間にわたり、受託者が提供するサービス水準がアウトカム指標を充足しているか、契約の履行が適切に実施されているか等を本市が監視する行為である。

本市は、受託者の実施する業務内容をモニタリングすることにより、必要に応じて業務改善や執行体制の見直しを求めることができるものとする。

(3) モニタリングを行う体制

本業務におけるモニタリングの体制は、以下のとおりとする。

① 受託者によるモニタリング

受託者は、自らが作成したセルフモニタリング計画に基づき、本業務の履行状況が要求水準を充足しているかについて、セルフモニタリングを行う。受託者が行うセルフモニタリングに要する費用は、受託者が負担する。

②本市によるモニタリング

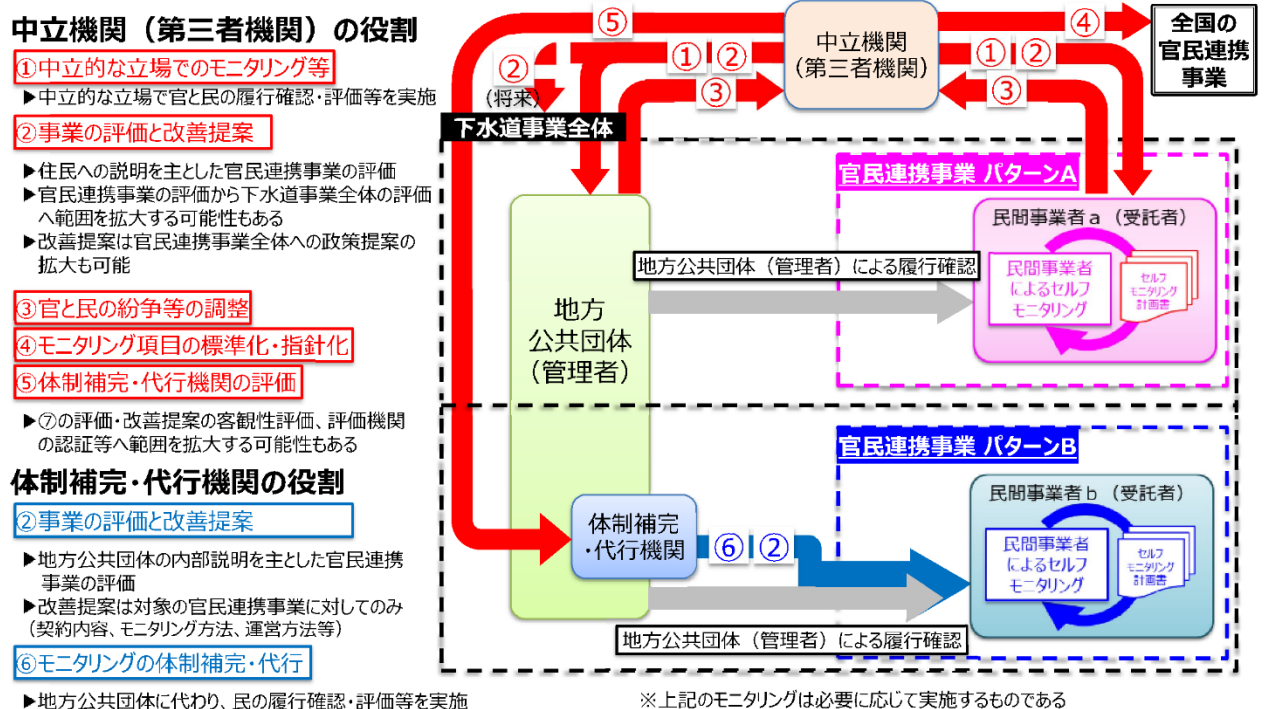
本市は、本方針に基づき書面もしくは会議体の方法により、本業務の履行状況が要求水準を充足しているかの確認を、受託者のセルフモニタリングの結果を踏まえながら実施する。なお、本市が必要と判断した場合は、現地の確認を行う場合がある。

③第三者機関によるモニタリング支援

第三者機関によるモニタリング支援は、本市によるモニタリングを第三者機関が部分的に補完・支援することを目的として、本市が第三者機関へ別途支援業務等を委託することを指す。

第三者機関によるモニタリング支援が実施される場合、本市から第三者機関へ本業務に関する資料を提供することがある。また、第三者機関は【別紙 13】モニタリングの基本的な方針 2. モニタリングの実施方法（2）及び（3）に示すモニタリングへ同席できるものとする。

本業務におけるモニタリング体制を図 12-2 に示す。



出典）日本下水道協会「下水道事業におけるモニタリング機関のあり方～官民双方が Win-Win となる事業運営を目指

して～ 報告書」（R7.2）

【出典】下水道分野におけるウォーターPPP ガイドライン第 2.0 版令和 7 年 2 月 p. 79

国土交通省 水管理・国土保全局

図 13-2 . 本業務におけるモニタリング体制

(4) モニタリング対象業務

本業務におけるモニタリング対象業務は、本要求水準書 2 適用範囲に定められた業務を対象とする。

(5) セルフモニタリング計画書の変更

セルフモニタリング計画書は、以下の事由により変更する。

- ① 契約書等が変更された場合
- ② 要求水準書に示すアウトカム目標が変更された場合
- ③ その他、本業務の内容又はセルフモニタリング計画書の変更が特に必要と認められた場合

(6) モニタリング結果の公表

本市は、本市が実施したモニタリング結果について、必要に応じて本市ホームページに公表する場合がある。その場合、受託者は本市の公表に協力するものとする。

2 モニタリングの実施方法

(1) モニタリングの基本的な考え方

モニタリングについては、「下水道管路管理の包括的民間委託推進マニュアル（案）— 2019年3月—」（公益財団法人日本下水道新技術機構）及び「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン（平成30年12月）」（公益社団法人 日本下水道協会）を参考に実施するものとする。

受託者は、業務着手時に、本方針及び企画提案書の内容を基にセルフモニタリング計画書（案）を提出し、令和10年度上半期において目標設定・確認基準等を本市及び受託者の双方が理解し協議してセルフモニタリング計画書としてとりまとめる。その後、令和10年度下半期からセルフモニタリング計画書に基づき、セルフモニタリングを実施する。きほん

(2) モニタリングの方法

モニタリングの方法は、書類による確認、会議体による確認、現地における確認を基本とする。

①書類による確認

本市は、受託者が作成し実施した各業務のセルフモニタリング結果を踏まえ、下表の書類を用いてモニタリングを実施する。なお、セルフモニタリング計画書に記載するセルフモニタリング計画シート及び年間業務報告書に記載するセルフモニタリング報告シートは、本方針に記載する様式（案）を参考に作成すること。

表 13-3. モニタリングに必要な書類

書類名	内容確認時期	用途
全体業務計画書	業務着手時	要求水準書及び【別紙 5】業務実施期間中の提出書類のとおり
セルフモニタリング計画書	令和 8 年度 下半期	セルフモニタリング実施方法を記載すること。また、本業務全体を通した各指標の目標値や業務進行に関する確認方針等をセルフモニタリング計画シートとしてとりまとめること
年間業務計画書	年次報告会 (4 月)	要求水準書及び【別紙 5】業務実施期間中の提出書類のとおり
月間業務報告書	月次定例会	同上
年間業務報告書	年次報告会 (4 月、10 月)	同上
中間業務報告書	履行期間中 1 回	同上
事故報告書	随時	同上
引継ぎ書	事業終了前	要求水準書及び【別紙 10】業務準備期間及び業務移行期間の実施方法等のとおり
業務報告書	事業終了時	要求水準書及び【別紙 6】業務完了時の提出書類のとおり
その他、本市が必要とする書類	随時	本市の指示による

②会議体による確認

本市及び受託者は、下表に示す会議体を設置する。本市は、これらの会議体の開催を通じて、業務の進捗状況及び要求水準の充足状況並びに課題及びその改善状況等を確認し、対応方針について受託者と協議を行う。

なお、年次報告会については、本市も同席し、同時に行うものとする。

表 13-4. 会議体の設置

会議体名	議題
月次定例会	・ 前月業務報告 ・ 当月業務計画 ・ 業務進捗状況 ・ その他

年次報告会	・各種業務報告 ・業務進捗状況、要求水準の充足状況及び目標の達成状況 ・履行確認（セルフモニタリング報告シートによる進捗及びセルフモニタリング計画書に基づくセルフモニタリング結果） ・年間業務計画の確認 ・その他
-------	--

③現地における確認

書類及び会議体における確認の結果、本市が必要と判断した場合、又は受託者が現地確認を要請した場合、本市は現地における確認を行うものとし、受託者は本市の現地における確認に協力しなければならない。

本市は、修繕及び工事において立会が必要とされている場合、その他施工の各段階で本市が必要と認めた場合には、修繕、調査・点検等の実施内容が設計図書、施工計画書等を充足しているか、現地における確認を行う。

本市が現地における確認を行う場合には、受託者は立ち会わなければならない。その際、本市は、必要に応じて品質及び性能の確認を行い、その確認及び復旧に要する費用は、受託者の負担とする。

(3) モニタリングを行う時期

①定期モニタリングの種類

本業務における定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。

1) 月次定例会

月例定例会は、月1回(実施日の指定無)実施する。

2) 年次報告会

年次報告会は、原則、10月及び翌年度4月に実施する。最終年次については3月に実施する。

②不定期モニタリングの種類

本業務における不定期モニタリングの種類は、以下のとおりとする。

1) 現地確認を伴うモニタリング

現地確認を伴うモニタリングは、本市と受託者が協議の上、開催日を決定するものとする。このモニタリングは、定期モニタリングと合わせて実施することもできる。

2) 緊急モニタリング

緊急モニタリングは、本市が緊急的にモニタリングの開催を必要と判断した場合に行うものとする。モニタリングを実施する際は、本市から受託者へ実施日を遅滞なく連絡し、受託者はモニタリングに要する書類等を速やかに整理するものとする。

③モニタリング開催予定日

各年度のモニタリングの実施予定日は、表 12-3 のとおりとする。

表 13-5. モニタリングの実施予定

モニタリング	モニタリング方法	実施予定日	備考
月次定例会	会議体	月 1 回(実施日の指定無)	
年次報告会	会議体	毎年 10 月・翌年度 4 月	最終年次 3 月実施
現地モニタリング	現地	本市からの要請	
緊急モニタリング	書類	本市からの要請	

3. 履行監視に用いる指標

(1) 履行監視に用いる指標の基本的な考え方

本業務では、【別紙 11】に示す業務指標を基本として履行監視を行う。業務指標は、各業務の実施状況を確認する「アウトプット指標」及び業務実施による効果・成果を確認する「アウトカム指標」により構成する。

また、本業務の適切な履行状況を確認するため、必要に応じて、業務実施プロセスを確認する「プロセス指標」及び緊急時対応の迅速性や企画提案事項の履行状況を確認する「アクション指標」を設定する。

受託者はセルフモニタリング計画書を基にセルフモニタリングを実施し、【別紙 13】モニタリングの基本的な方針 2 モニタリングの実施方法(2)に示す書類にて、各指標の達成状況を報告する。なお、各指標は契約期間中の業務実態及びデータ蓄積状況に応じて見直すことを前提とする。

【別紙 14】業務対象施設

主要ポンプ場

No.	施設名称〔施設分類〕	仕様／所在地
01	碓井ポンプ場 〔雨水ポンプ場〕	施設概要一覧表による
		碓井 3 丁目 3 8 8 - 1（石川左岸）
02	恵我之荘中継ポンプ場 〔汚水中継ポンプ場〕	施設概要一覧表による
		恵我之荘 2 丁目 1 0 番 2 0 号
03	川向排水機場 〔雨水ポンプ場〕	施設概要一覧表による
		川向 4 5 - 3（飛鳥川左岸）
04	古市排水機場 〔雨水ポンプ場〕	施設概要一覧表による
		南古市 1994-1（石川左岸）
05	壺井排水機場 〔雨水ポンプ場〕	施設概要一覧表による
		壺井（石川右岸）
06	南阪奈道路排水施設 〔雨水ポンプ場〕	施設概要一覧表による
		大黒 257 番地

施設概要一覧表

【No. 01】

〔碓井ポンプ場〕

詳細設備は、別冊施設台帳に記するが主要設備は次のとおりとする。

① 流入ゲート×2門、放流ゲート×2門 ② 除塵機×2基(ダブルチェーン連続式)(スクリーン・ベルトコンベヤ・ホストを含む) ③ 除砂設備(グラブ式)(シュート・ホスト・角落しを含む) ④ 雨水ポンプ(主ポンプ)設備(立軸斜流ポンプ)(ディーゼルエンジン駆動) ⑤ 雨水ポンプ補機類(冷却水設備、始動空気設備を含む) ⑥ ポンプ井排水ポンプ、床排水ポンプ ⑦ 受変配電設備(6KV受電、変圧器容量200KVA) ⑧ 自家発電設備(200KVA)(ディーゼルエンジン駆動) ⑨ 計測制御監視操作設備、直流電源設備(蓄電池を含む) ⑩ ITV設備(場内外、放流河川の監視) ⑪ ネットワークカメラ(水位の監視) ⑫ 天井クレーン(10t/ホスト式) ⑬ 危険物貯蔵タンク(配管、燃料小出し槽を含む) ⑭ 放流渠(一級河川石川占用部を含む) ⑮ 建築付帯設備
(⇒恵我之荘中継ポンプ場)遠隔制御監視操作設備(親機)(VPN切替工事予定) (⇒川向排水機場)の遠隔制御監視操作設備(親機)(VPN) (⇒南阪奈道路排水施設)の遠隔制御監視操作設備(親機)(VPN) (⇒取水ゲート)の遠隔制御監視操作設備(親機)(VPN切替工事予定) (←マンホールポンプ、雨水貯留槽、雨水ポンプ)の遠隔監視設備(親機) (←ネットワークカメラ)(VPN・クラウド)

【No. 02】

〔川向排水機場〕

詳細設備は、別冊施設台帳に記するが主要設備は次のとおりとする。

① 取水施設(取水に関する一切の設備) ② 遮断ゲート ③ 除塵機(ダブルチェーン連続式)(スクリーン・ベルトコンベヤ・スキップホストを含む) ④ 除砂施設 ⑤ 雨水ポンプ(主ポンプ)設備(モーター駆動) (立軸斜流 $\phi 400 \text{ mm} \times 18 \text{ m}^3 \times 2.5 \text{ m} \times 15 \text{ kW} \times 2 \text{ 台}$) ⑥ 雨水ポンプ補機類 ⑦ 受変電設備(6KV受電、変圧器容量75KVA) ⑧ 自家発電設備(75KVA)(ディーゼルエンジン駆動) ⑨ 計測制御監視操作設備(遠方監視装置、蓄電池を含む) ⑩ ITV設備 ⑪ ホスト式クレーン(2.8t) ⑫ 建築付帯設備 ⑬ 井戸ポンプ ⑭ 放流渠(一級河川飛鳥川占用部を含む)
(⇒碓井ポンプ場)遠隔制御監視操作設備(子機)(VPN)テレメータ、ITV

【No. 03】

〔壺井排水機場〕

詳細設備は、別冊施設台帳に記するが主要設備は次のとおりとする。

- | | |
|---|---|
| ① | 取水施設(取水に関する一切の設備) |
| ② | バイパスゲート |
| ③ | 除塵機(連続式)(スクリーン・ベルトコンベヤ・スキップ・ホストを含む) |
| ④ | 除砂施設(水中ポンプ) |
| ⑤ | 雨水ポンプ(主ポンプ)設備
(着脱式水中斜流ポンプ $\phi 400 \text{ mm} \times 18.0 \text{ m}^3 \times 1.9 \text{ m} \times 11 \text{ kW} \times 2 \text{ 台}$) |
| ⑥ | 雨水ポンプ 補機類 |
| ⑦ | 受配電設備(210V105V 受電) |
| ⑧ | 自家発電設備(65KVA) (ディーゼルエンジン駆動) |
| ⑨ | 計測制御監視操作設備(蓄電池を含む) |
| ⑩ | ネットワークカメラ(VPN) |
| ⑪ | ホスト式クレーン(2.8t) |
| ⑫ | 建築付帯設備 |
| ⑬ | 放流渠(一級河川石川占用部を含む) |
| (⇔碓井ポンプ場)遠隔制御監視操作設備(子機)(VPN)テレメータ、ネットワークカメラ | |

【No. 04】

〔古市排水機場〕

詳細設備は、別冊施設台帳に記するが主要設備は次のとおりとする。

- | | |
|---|--|
| ① | 取水施設(取水に関する一切の設備) |
| ② | 切換ゲート |
| ③ | 除塵機(前面掻き上げ背面降下型)(篩渣かごを含む) |
| ④ | スクリーン(第1、第2) |
| ⑤ | 雨水ポンプ(主ポンプ)設備(モーター駆動)(立軸軸流 $\phi 900 \text{ mm} \times 105 \text{ m}^3 \times$ |
| ⑥ | 雨水ポンプ 補機類 |
| ⑦ | 受変電設備(6KV 受電、変圧器容量 150KVA) |
| ⑧ | 自家発電設備(150KVA) (ディーゼルエンジン駆動) |
| ⑨ | 計測制御監視操作設備 |
| ⑩ | ネットワークカメラ(VPN) |
| ⑪ | 天井クレーン(手動式)(7.5t) |
| ⑫ | 建築付帯設備 |
| ⑬ | 放流渠(一級河川石川占用部を含む) |
| (⇔碓井ポンプ場)遠隔制御監視操作設備(子機)(VPN)テレメータ、ネットワークカメラ | |

【No. 05】

〔南阪奈道路排水施設〕

詳細設備は、別冊施設台帳に記するが主要設備は次のとおりとする。

- ① 取水施設(取水に関する一切の設備)
- ② 雨水ポンプ(主ポンプ)設備 (水中ポンプ $\phi 500 \text{ mm} \times 26.5 \text{ m}^3 \times 11.1 \text{ m} \times 90 \text{ kW} \times 2$)
- ③ 雨水ポンプ 補機類
- ④ 受変電設備(6KV 受電、主変圧器(6.6KV-440V、容量 300KVA))
- ⑤ 自家発電設備(300KVA) (ディーゼルエンジン駆動)
- ⑥ ITV 設備
- ⑦ ホイスト式クレーン(3.8t)
- ⑧ 建築付帯設備
- ⑨ 放流渠(一級河川石川占用部を含む)

($\Leftrightarrow$ 碓井ポンプ場)遠隔制御監視操作設備(子機)(VPN)テレメータ、クラウドカメラ

【No. 06】

〔恵我之荘中継ポンプ場〕

詳細設備は、別冊施設台帳に記するが主要設備は次のとおりとする。

- ① 流入ゲート(流入に関する一切の設備)
- ② 仕切りゲート
- ③ 除塵設備(除塵機)(スクリーン・ベルトコンベヤ・破碎機を含む)
- ④ 除砂設備(サントポンプ)(シュート・ホイスト・沈砂洗浄装置)
- ⑤ 汚水ポンプ(主ポンプ)設備(水中ポンプ)($\phi 200 \text{ mm} \times 11 \text{ kW} \times 2$ 台、 $\phi 250 \text{ mm}$)
- ⑥ 脱臭設備(活性炭/酸性、中性、アルカリ性)
- ⑦ 補機類(クッションタンク、ラインポンプ、流出バルブ、配管を含む)
- ⑧ 受変電設備(6KV 受電、変圧器容量 150KVA)
- ⑨ 自家発電設備(100KVA)
- ⑩ 計測制御監視操作設備
- ⑪ 遠方監視装置(蓄電池、ITV 設備を含む)
- ⑫ ITV 設備
- ⑬ ホイスト式クレーン
- ⑭ 危険物貯蔵タンク
- ⑮ ポンプ井排水ポンプ、床排水ポンプ
- ⑯ 建築付帯設備

($\Leftrightarrow$ 碓井ポンプ場)遠隔制御監視操作設備(子機)(NTT 専用回線)テレメータ

【No. 07～24】

〔取水ゲート〕（仕様、所在地は下記一覧表を参照）

詳細設備は、それぞれの施設台帳に記すが、主要基本設備は次のとおりとする。

① 電動ゲート(バルコ、手動ハンドルを含む)
② スクリーン
③ 現場制御盤
④ 水位計(静電容量式、フロート式、電極式)
⑤ 受電設備(動力、電灯)
⑥ 照明設備
⑦ 付帯設備(スラブ、フェンス等)
(⇄碓井ポンプ場) 遠隔制御監視操作設備(子機) (VPN・NTT 専用回線)

取水ゲート一覧表

No.	施設名称〔施設分類〕	仕様／所在地
07	No.1 取水ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(1200×1200)、遠隔制御装置
		碓井1丁目(大水川)
08	No.2 取水ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(1100×1100)、遠隔制御装置
		誉田7丁目(誉田中学校第2グラウンド横)
09	No.3 取水ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(900×900)、遠隔制御装置
		誉田3丁目1番(旧国道170号バス停誉田付近)
10	No.4 取水部 〔取水施設〕	越流取水施設
		白鳥2丁目16番(旧国道170号白鳥北交差点付近)
11	No.5 取水ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(900×1420)、遠隔制御装置
		誉田7丁目(誉田中学校前、旧国道170号線沿)
12	伊賀1ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(750×1000)、遠隔制御装置
		伊賀3丁目565先(水路上)
13	野1ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(1100×750)、遠隔制御装置、自動開機能
		南恵我之荘5丁目201番地先(府道郡戸大堀線沿い)
14	南古市1ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(1000×700)、遠隔制御装置
		古市1552-2先(水路上)
15	南古市2ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(1200×800)、遠隔制御装置
		古市1717-2先(水路上)
16	南古市3ゲート 〔取水ゲート〕	手動スライドゲート(約880×960)、降雨時に現地手動作業
		古市1750-2先(水路上)
17	南古市4ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(800×600)、遠隔制御装置
		古市1703-2(水路上)

18	南古市5ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(800×600)、遠隔制御装置
		古市 1702-2 (水路上)
19	南古市6ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(1000×1000)、遠隔制御装置
		古市 1786-2 (水路上)
20	石川左岸1ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(1400×1200)、遠隔制御装置
		川向 (石川左岸内)
21	石川左岸2ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート(約 900×1100)、遠隔制御装置
		大黒地内 (石川左岸内)
22	石川左岸3ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート、遠隔制御装置
		富田林市西条町 2 丁目地内 (石川左岸内)
23	石川左岸4ゲート 〔取水ゲート〕	スライドゲート×2 門、遠隔制御装置
		富田林市喜志 1 丁目地内 (石川左岸付近)
24	広瀬 1 ゲート 〔取水ゲート〕	手動スライドゲート、降雨時に現地手動作業
		広瀬地内 (水路上)

【No. 25～59】

〔汚水・雨水マンホールポンプ〕(仕様、所在地は下記一覧表を参照)

詳細設備は、それぞれの施設台帳に記すが、主要基本設備は次のとおりとする。

- ① 水中ポンプ (2 台、モーター出力 1.5～11kW)
- ② 配管類(各種バルブ、弁類、フロートスイッチ)
- ③ 現場制御盤(受電設備〔低圧動力〕、制御装置、圧力式水位計、フロート式水位計)
- ④ 汚水中継所の場合には建物管理、植栽管理
- ⑤ 公園等にある施設の場合には周囲の清掃確認

(→碓井ポンプ場)通報装置 (子機)

汚水・雨水マンホールポンプ一覧表

No.	施設名称〔施設分類〕	仕様／所在地
25	駒ヶ谷 1 雨水ポンプ 〔雨水ポンプ〕	水中ポンプ (φ200×11.0kw×2, φ50×0.4kw)
		駒ヶ谷 344-1 (市道駒ヶ谷 16 号線内)自動通報装置
26	古市 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ100×7.5kw×2)、自動通報装置
		古市 2 丁目 1 3 番 (国道 1 6 6 号線内)
27	古市 2 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		南古市 1 丁目 6 番 (みやび公園内)
28	古市 3 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		古市 7 丁目 10 番先 (市道古市 34 号線内)

29	碓井 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×3.7kw×2)、自動通報装置
		碓井 3 丁目 (大水川付近、市道内)
30	栄町 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×5.5kw×2)、自動通報装置
		栄町 6 丁目 18 番 (市道内)
31	城山 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×2.2kw×2)、自動通報装置
		古市 7 丁目 2 番 (市道内)
32	城山 2 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×3.7kw×2)、自動通報装置
		古市 5 丁目 13 番 (古市南小学校西側、市道内)
33	野々上 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×5.5kw×2)、自動通報装置
		野々上 3 丁目 449 番 (みどり丘公園内)
34	野々上 2 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×2.2kw×2)、自動通報装置
		野々上 3 丁目 530 番-2 (市道内)
35	はびきの 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×3.7kw×2)、自動通報装置
		はびきの 2 丁目 286-7 (市道はびきの 44 号線内)
36	西浦 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×5.5kw×2)、自動通報装置
		西浦 4 丁目 1 番 (私道内)
37	西浦 2 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		西浦 6 丁目 1 番 (市道内)
38	東阪田 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		東阪田 362-27 番 (公園内)
39	東阪田 2 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		東阪田 484-13 番 (市道内)
40	大黒 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×3.7kw×2)、自動通報装置
		大黒 1640-1 (市道敷地)
41	大黒 2 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		大黒 174-6-1 (市道敷地)
42	羽曳が丘 6 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		羽曳が丘 3 丁目 2-13
43	羽曳が丘第 2 中継所 〔汚水中継所〕	水中ポンプ (φ80×3.7kw×2)、自動通報装置
		羽曳が丘 1 丁目 333 番、敷地 60m ²
44	羽曳が丘第 4 中継所 〔汚水中継所敷地〕	
		羽曳が丘 7 丁目 18 番、敷地 507m ²
45	羽曳が丘第 5 中継所 〔汚水中継所〕	水中ポンプ (φ80×11kw×2)、自動通報装置
		羽曳が丘 7 丁目 3 番、敷地 56m ² (緑地内)
46	島泉 1 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×5.5kw×2)、自動通報装置
		島泉 6 丁目 7 番 (公園内、小谷住宅集合所前)
47	島泉 2 マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		島泉 5 丁目 3 番 (島泉まちかどあそび広場内)
		水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置

48	島泉 3マンホールポンプ	島泉 2丁目 1番 (高鷲小学校内)
49	島泉 4マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		島泉 1丁目 4番 (西川水源地ちびっこ広場内)
50	島泉 5マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		島泉 7丁目 83-1(私道内)
51	南恵我之荘 1マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×3.7kw×2)、自動通報装置
		南恵我之荘 2丁目 7番 355 (市道内)
52	恵我之荘 1マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		恵我之荘 1丁目 15番 21 (めぐみ公園内)
53	高鷲 1マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×7.5kw×2)、自動通報装置
		高鷲 1丁目 279-2 (市道内、制御盤は水路上)
54	高鷲 2マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×3.7kw×2)、自動通報装置
		高鷲 2丁目 2番 (高鷲南中学校内)
55	高鷲 3マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		高鷲 10丁目 18番 (市道内)
56	向野 1マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×11.0kw×2)、自動通報装置
		向野 (向野第一保育園内)
57	檜山 1マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×7.5kw×2)、自動通報装置
		檜山 125-2 (市道内)
58	学園前 1マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ50×1.5kw×2)、自動通報装置
		学園前 4丁目 810-194 先(市道羽曳が丘 41 号線)
59	河原城 1マンホールポンプ 〔マンホールポンプ〕	水中ポンプ (φ80×1.5kw×2)、自動通報装置
		河原城 457-11

【No. 60～63】

〔汚水・雨水貯留槽〕(仕様、所在地は下記一覧表を参照)

詳細設備は、それぞれの施設台帳に記すが、主要基本設備は次のとおりとする。

① 水中ポンプ (φ200 mm×11kW×2 台、φ150×7.5kw×4) ② 補助ポンプ (φ80 mm×2 台) ③ 配管類(各種バルブ、弁類、フロースイッチ) ④ 水位計(静電容量式、フロート式、電極式) ⑤ 除塵機(除塵機がない場合にはスクリーン) ⑥ 管理棟
(→碓井ポンプ場)通報装置 (子機)

汚水・雨水貯留槽一覧表

No.	施設名称〔施設分類〕	仕様／所在地
60	野々上 1 貯留槽 〔雨水貯留槽〕	水中ポンプ（ $\phi 200 \times 11\text{kw} \times 2$ ）、自動通報装置、1,972 m^3
		野々上 2 丁目（区画整理事業公園内）
61	南恵我之荘 1 貯留槽 〔雨水貯留槽〕	水中ポンプ（ $\phi 200 \times 11\text{kw} \times 2$ ）、自動通報装置、6,400 m^3
		南恵我之荘 6 丁目（今在家西緑地（区画整理事業内）
62	古市貯留槽 〔雨水貯留槽〕	水中ポンプ（ $\phi 150 \times 7.5\text{kw} \times 4$ ）、自動通報装置、2,009 m^3
		南古市 2 丁目 1393-1、1428-1
63	（暫定）羽曳が丘東調整槽 〔汚水貯留槽〕	水中ポンプ（ $\phi 50 \times 2$ ）、敷地面積：1,719 m^2
		羽曳が丘 3 丁目 15（羽曳が丘東処理場跡地）

【No. 64～73】

〔調整池等〕

No.	施設名称〔施設分類〕	仕様／所在地
64	中池〔雨水調整池〕	貯留量：22,000 m^3
		高鷲 5 丁目 6
65	学園前 2 丁目地内調整池 〔雨水調整池〕	貯留量：529 m^3
		学園前 2-320-81
66	羽曳坂調整池 〔雨水調整池〕	貯留量：1,060 m^3
		羽曳が丘西 6-573-39
67	古市 5 丁目地内貯留槽 〔雨水貯留槽〕	貯留量：120 m^3
		古市 5 丁目 13-22 先（古市南小西側）
68	西浦 5 丁目地内調整池 〔雨水調整池〕	貯留量：1,089 m^3
		西浦 5 丁目 652-1 先
69	西浦 4 丁目地内調整池 〔雨水調整池〕	貯留量：903 m^3
		西浦 4 丁目 336-7 先
70	羽曳が丘 9 丁目地内調整池 〔雨水調整池〕	貯留量：24,507 m^3
		羽曳が丘 9 丁目
71	羽曳が丘西 7 丁目地内調整池 〔雨水調整池〕	貯留量：1,857 m^3
		羽曳が丘 7 丁目
72	檜山貯留槽 〔雨水貯留槽〕	貯留量：2,252 m^3
		檜山 357

【No. 73～75】

〔水位監視カメラ〕（仕様、所在地は下記一覧表を参照）

詳細設備は、それぞれの施設台帳に記すが、主要基本設備は次のとおりとする。

① 水位監視カメラ（ネットワークカメラ・クラウド）
② 現場制御盤（ネットワーク装置を含む）
③ 照明（LED）
（⇄碓井ポンプ場、本庁）ネットワーク装置（VPN）・クラウド

水位監視カメラ一覧表

No.	施設名称〔施設分類〕	仕様／所在地
73	南古市監視カメラ 〔水位監視カメラ〕	監視カメラ、現場制御盤（モテム）、照明
		南古市1丁目9-16
74	中池水位監視カメラ 〔水位監視カメラ〕	監視カメラ、現場制御盤（クラウド）
		高鷲5丁目
75	恵美坂水路水位監視カメラ 〔水位監視カメラ〕	監視カメラ、現場制御装置（モテム）、照明
		高鷲1丁目279-2（高鷲1マンホールポンプ隣接）